



発行日 2023.5.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所
代表 瀬良孝司

今年のゴールデンウィークの人は、コロナ禍前の水準に回復しているようです。3年間がまん(?)していた人も季節のいいこの時期、外出したいという気持ちよくなります。かくいう私も、前半も後半も出かけます。春本番というところでしょうか、街のいたるところにツツジなどの色とりどりの花が咲き誇っています。

さて、5月号をお送りします。ご興味のあるところだけでもご覧いただければ幸いに存じます。



ネモヒラ【ブルーボネット(名古屋市)】2023.5.2 撮影

【INDEX】

- 日本相続学会からのお知らせ
東海ブロック主催オープンセミナーのご案内 1
- 健康保険に関する最新情報
健康保険法の一部を改正する法律案について 2
- 労働保険に関する最新情報
令和5年度労働保険年度更新の注意点
～例年の算定方法と異なります～ 2
- 特集
相続に関する法改正情報 3
- 日経新聞拾い読み
バイト・パートに雇用保険 主体的な労働移動促す 4
- PRIVATE
高山祭&位山 大和三山 4

■日本相続学会からのお知らせ

東海ブロック主催オープンセミナーのご案内

東海ブロック主催のオープンセミナーのご案内です。

今回は、ナッジ理論の第一人者竹林正樹先生をお招きしてご講演いただきます。ナッジの魅力を穏やかな津軽弁で語っていただけます。たいへん興味のあるお話をいただけたと思います。

- テーマ 「行動経済学で人を動かす～ナッジ理論からのアプローチ～」
- 講師 竹林正樹氏(青森大学客員教授)
- 日時 2023年5月16日(火)18時～20時
- 開催方法 会場&オンライン(Zoom)
- 会場 名古屋経済大学サテライトキャンパス10階
(名古屋市中村区名駅4-25-13)
- 参加費 会員:2000円 一般:3000円
- 申込み 右のチラシによりFAXまたはQRコードから申込書のサイトへアクセスしてお申し込みください。オンライン参加の方は事前振込

【振込先】十六銀行名古屋営業部 普通預金 1535489

日本相続学会東海ブロック 代表竹内裕詞(たけうちゆうじ)

※オンライン参加ご希望の方には、後日、メールにて視聴用のURL・ID・パスワードをお送りします。

- 問合せ 東海ブロック事務局
さくら総合法律事務所 052-265-6663

日本相続学会
東海ブロック
オープンセミナー
開催日
2023年5月16日(火)
18:00～20:00

■会場
名古屋経済大学
サテライトキャンパス10階
名古屋市中村区名駅4-25-13

■参加費
会員 2,000円
ビジター 3,000円

★セミナー終了後、懇親会を予定しています。
【懇親会費5,000円(別途)】
★Zoom参加の方は事前に申込書を提出してください。
【申込書はこちら】
★リアル参加の方は当日会場でお申し込みください。

【申込書】
リアルセミナー参加・Zoomセミナー参加・リアルセミナー&懇親会参加
(※リアルセミナーの定員を超えた場合、Zoomでの参加となります。)

お名前 連絡先
Zoom参加ご希望の方には、URL・ID・パスワードをお送りします。
E-mail

【お問い合わせ】
一般社団法人日本相続学会
東海ブロック事務局
さくら総合法律事務所
名古屋市中村区名駅4-25-13
16階1607号室
電話 052-265-6663

■健康保険に関する最新情報

健康保険法の一部を改正する法律案について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が衆議院を通過しました。法律案をみると、子育て支援と高齢者医療をセットで改正する内容となっています。以下概要についてご案内します。

■改正の概要

1 子育て支援の拡充

- ① 出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、支給費用の一部を現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとする。→ 令和6年4月1日
- ② 産前産後期間における国民健康保険料(税)を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担することとする。→ 令和6年1月1日

2 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

- ① 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の設定方法について、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直す。→ 令和6年4月1日
- ② 前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組みにおいて、被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う。

健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入、被用者保険者の後期高齢者支援金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充を行う。→ 令和6年4月1日

■労働保険に関する最新情報

令和5年度労働保険年度更新の注意点～例年の算定方法と異なります～

■労働保険の年度更新とは

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(保険年度)を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとに精算することになっているため、事業主は、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

この手続きは、毎年6月1日～7月10日に行わなければならない。

■令和5年度の注意点

令和4年度の雇用保険率が年度の途中で変更になったため、令和4年度確定保険料の算定において、一元適用事業および二元適用事業(雇用保険)の場合は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期(令和4年4月1日～同年9月30日)と後期(令和4年10月1日～令和5年3月31日)に分けて算出する必要があります。

3 医療保険制度の基盤強化等

- ① 都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する。また、医療費適正化に向けた都道府県の役割および責務の明確化等を行う。計画の目標設定に際しては、医療・介護サービスを効果的・効率的に組み合わせた提供や、かかりつけ医機能の確保の重要性に留意することとする。→ 令和6年4月1日(一部は公布日、令和7年4月1日)
- ② 都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化(6年)し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする。→ 令和6年1月1日
- ③ 経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する。→ 令和6年4月1日

4 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

- ① かかりつけ医機能について、国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する。→ 令和7年4月1日
- ② 医療・介護サービスの質の向上を図るため、医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける。→ 公布後4年以内に政令で定める日

これに伴い、令和5年度の年度更新について、年度更新申告書と確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式が変更されているので、注意が必要です。

なお、二元適用事業(労災保険)の場合は、令和4年度の確定保険料の算定方法は例年と変更ありません。

また、一般拠出金および特別加入保険料の算定方法についても例年と変更ありません。

【令和4年度確定保険料の算出手順】

ステップ1

●「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」に賃金の総額を記入し、前期・後期別に集計します。

ステップ2

●「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」の下段に設けられた「令和4年度確定保険料算定内訳」欄を使用し、保険料算定基礎額と保険料額を前期・後期別に算出します。

ステップ3

ステップ2で算出した保険料算定基礎額と保険料額を、年度更新申告書の下段に設けた「@期間別確定保険料算定内訳」欄及び申告書中段の「確定保険料算定内訳」欄に各々転記します。

相続に関する法改正情報

相続に関して、登記や土地の共有などに関するルールが今年 4 月から大きく変わりました。土地にまつわるトラブルを防ぐためにも知っておくべきことをまとめましたのでご案内します。

■ 相続登記申請の義務化(令和 6 年 4 月 1 日施行)

👉 背景

所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直したものの

👉 ポイント

相続により不動産を取得した人は、相続によって所有を知った日から **3 年以内に相続登記の申請**をしなければならない。また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した人は、遺産分割協議が成立した日から 3 年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならない。

なお、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10 万円以下の過料の罰則あり

【正当な理由の例】

(1)相続登記を放置したため相続人が極めて多数に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に多くの時間を要するケース

(2)遺言の有効性や遺産の範囲等が争われているケース

(3)申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があるケース

👉 併せて施行される環境整備策

○ 登記の手続き的な負担の軽減～相続人申告登記の新設～ (令和 6 年 4 月 1 日施行)

相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を申し出る。申請義務の履行手段の一つとする。(単独で申告可・添付書類も簡略化・非課税) ⇒ 相続登記の申請義務を簡易に履行することができる。

○ 登記手続きの費用負担軽減～登録免許税の軽減策の導入～ (既施行)

相続登記の登録免許税の免税措置の延長・拡充 ⇒ 100 万円以下の土地

○ 登記漏れの防止～所有不動産記録証明制度の新設～ (令和 8 年 4 月までに施行)

特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行 ⇒ 相続登記が必要な不動産の把握が容易

■ 住所等の変更登記の申請義務化 (令和 8 年 4 月までに施行)

○所有権の登記名義人に対して、住所等の変更日から **2 年以内に変更登記の申請**をすることを義務付ける (正当な理由のない申告漏れには過料の罰則あり)

○他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権で変更登記をする新たな方策の導入

■ 相続土地国庫帰属制度の創設 (令和 5 年 4 月 27 日施行)

👉 背景

①土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加

②相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている

👉 ポイント

(1)土地の要件 法令で定められた通常の管理または処分するにあたり過分の費用または労力を要する土地は不可

(2)負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した 10 年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要

■ 相続財産の管理制度の見直し (令和 5 年 4 月 1 日施行)

○ 所有者不明土地・建物の管理制度の創設

個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設

※裁判所が管理命令を発令し、管理人を選任(裁判所の許可があれば売却も可)

■ 遺産共有持分が含まれる共有物の分割手続の見直し (令和 5 年 4 月 1 日施行)

○裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をしたうえで、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設

○裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設

⇒ 不明共有者がいても共有物の利用・処分が円滑に

■ 長期間経過後の遺産分割の見直し (令和 5 年 4 月 1 日施行)

○相続開始から **10 年を経過**したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みの創設

⇒ 遺産分割長期未了状態の解消促進

■ 相隣関係規定の見直し (令和 5 年 4 月 1 日施行)

○ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応できる仕組みを整備 ⇒ ライフラインの引込みを円滑化し、土地の利用を促進

■日経新聞拾い読み

バイト・パートに雇用保険 主体的な労働移動促す (2023.4.25)

学び直しや育休 支援の対象に 政府検討

政府は週 20 時間未満働く短時間労働者も雇用保険に加入させる検討に入った。現在は育児休業を取得した際の育休給付金やスキルアップにつながる教育訓練給付金、失業給付の対象外となっていた。非正規社員であっても正規社員と同じように子育てや学び直しの支援を受けられるようにする。

24 日に財務省が財政制度等審議会（財務相の諮問機関）の歳出改革部会を開き、雇用保険の適用拡大の検討を提案した。雇用保険制度を所管する厚生労働省も審議会で議論する。政府が 3 月にまとめた少子化対策のたたき台にも方針を盛り込んでいた。雇用保険は現在、雇用形態にかかわらず週の所定労働時間が 20 時間以上で、31 日以上の雇用見込みがある場合は原則として加入する。2021 年度は 230 万事業所に適用され、4400 万人が被保険者だった。保険料は労使が指定の料率分を負担する。

厚労省によると週 20 時間未満の労働者は 18 年度時点で 550 万人と推計されている。離職後の失業手当や、育休取得中に賃金の最大 67%が支給される育休給付、教育訓練給付などの対象から外れている。複数の職場で雇用されているパート・アルバイトのなかには合算すれば労働時間が週 20 時間以上になるのに、雇用保険に加入できていない人もいる。働き

方が多様化するなかで保障は乏しい。財務省は 24 日の部会で、岸田政権が掲げる「人への投資」を進めるうえで適用拡大が重要との認識を示した。21 年度に正社員に対して計画的な職場内訓練（OJT）を実施した事業所は 59.1%あったが、正社員以外は 25.2%と半分以下だった。働き方にかかわらず教育訓練給付が活用できるようになれば、個人がより主体的に学び直しに取り組める。（中略）

新型コロナの影響で雇調金の支給が多額になったため保険財政は悪化している。教育訓練や失業手当に充てる「失業等給付」の積立金も雇調金の財源に回った。このため積立金はコロナ前の 19 年度の 4.4 兆円から 22 年度は 2900 億円まで目減りする見通しだ。（後略）

検討案は、週 20 時間未満の短時間労働者にも雇用保険を適用させるというものです。雇用保険に未加入の場合は、もちろん失業しても失業保険を受け取ることができません。

今回の検討案の狙いは、雇用保険制度から受けられる給付だけでなく、転職しやすい環境整備にあるようです。

社会保険と違って、家族等の扶養になるというものではないので、保険料を支払う必要がありますが、加入によるデメリットはないと考えます。課題は、やはり給付にあてる財源の問題でしょうか。保険料水準に関する十分な検討が必要です。

□PRIVATE

高山祭&位山

春の高山祭りにあわせて、飛騨の名峰「位山」に登ってきました。位山は、古くから霊山の山として信仰されていて、パワースポットとしても有名です。また、天孫降臨の伝説もあります。頂上付近からは東に御嶽山・乗鞍岳を展望し、西に白山を展望することができます。メンバー 7 人で大いに楽しむことができました。



天の岩戸



位山頂上

大和三山

8 人の仲間と大和三山を巡ってきました。橿原神宮前駅に集合し、橿原神宮⇒畝傍山⇒神武天皇陵⇒天香久山⇒藤原宮跡⇒耳成山⇒大和八木駅の順に約 15km。春の陽光を存分に浴びて歩いてきました。

いずれの山も標高 200m に満たない低山ですが、のどかな奈良盆地を歴史に浸りながら歩く、ウォーキングの楽しさがありました。



逆さ耳成山



藤原宮跡

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘 3 0 2 9

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)



2023.5.16

「行動経済学で人を動かす

～ナッジ理論からのアプローチ～」



講師 竹林正樹氏

青森県出身。青森大学客員教授。青森県立保健大学大学院、横浜市行動デザインチームなど所属。ナッジの魅力を穏やかな津軽弁で語りかける。2020年開催 TED×GlobisU 出演。政府の日本版ナッジ・ユニットの有識者委員を務め、自治体や企業のナッジ戦略を支援している。代表作は「DVD 実践者のナッジ」(東京法規出版)。

【申込書】

リアルセミナー参加 ・ Zoom セミナー参加 ・ リアルセミナー&懇親会参加
(※リアルセミナーの定員を超えた場合、Zoom での参加となります。)

お名前

連絡先

Zoom 参加ご希望の方には、URL・ID・パスワードをお送りします。

E-mail

日本相続学会 東海ブロック オープンセミナー

■日 時

2023年5月16日(火)
18:00~20:00

■会 場

名古屋経済大学
サテライトキャンパス 10 階
名古屋市中村区名駅 4-25-13

■参加費

会 員 : 2,000 円
ビジター : 3,000 円

★セミナー終了後、懇親会を予定しています。

(参加費は 5,000 円程度)

★Zoom 参加の方は事前にお振込をお願いいたします。

(振込期限 5 月 10 日(水))

★リアル参加の方は当日会場でお支払いください。

【振込先】

十六銀行 名古屋営業部
普通預金 1535489

日本相続学会 東海ブロック代
表 竹内裕詞(タケウチヨウジ)

■申 込

FAX(052-265-6664)または
下記 QR コードから 5 月 10 日
(水)までにお申し込みください。



【お問合せ】

一般社団法人日本相続学会
東海ブロック事務局
さくら総合法律事務所
名古屋市中区錦二丁目 4 番 3 号
錦パークビル 2 階
電話 : 052-265-6663